

令和3年第3回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年9月17日 午前9時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番	高西正人	2番	友岡みどり	3番	岩花寛之	4番	田中唯登志
5番	廣崎誠治	6番	宮本理一郎	7番	峯 新一	8番	三田敏和
9番	安元慶彦	10番	茂呂孝志	11番	荒牧弘敏	12番	宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第3回上毛町議会定例会議事日程

令和3年9月17日 午前9時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第15 議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第16 議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第17 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実

を求める意見書（案）

日程第18 陳情第 1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

日程第20 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前 9時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、9月7日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いいたします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配布した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、認定第2号、日程第4、認定第3号、日程第7、認定第6号、日程第8、認定第7号、以上4件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会か

らの報告をいたします。

当委員会は、9月13日、議会中小会議室において、文教厚生委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時53分開会、9時20分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定4件です。付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。なお、質疑については主要な質疑のみ報告させていただきます。

認定第2号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、最初に担当課長に決算内容について説明を求めました。

令和2年度の歳入総額は8億8,283万5,000円、前年対比4.3%増、歳出総額は8億4,105万9,000円、前年対比3.1%増。被保険者数が34名減となっており、国保医療費の総額は約220万円の減額であるが、1人当たり医療費に換算すると約6,000円の増となっている。子ども未来課と連携し、健診等の保健事業を進め、医療費抑制の取組を推進していく。

歳入について、3款1項2目、新型コロナウイルスで所得が減少した場合の国保税の減免では、7世帯から申請を受け、141万9,000円の補助を受けた。歳出について、2款1項1目一般保険者療養給付費が70歳以上の負担が2割になったことで前年対比600万円増。2款1項1目一般被保険者高額医療費が500万円以上の高額医療が増加しており、1,000万以上も数名おられることが要因で、昨年度から500万円の増となっている。

保健事業に関しては、特定健診受診率向上事業により、対象者の検診状況などからタイプ別に分けた案内を行うことで、前年対比6.2%増え、新規受診者が増えた。特定健診受診率は42.9%、新型コロナウイルスの影響で集団検診は50%減になったが、個別検診の期間を3か月取ったことにより、前年の2.7倍と大幅に増加した。昨年度と比べ大幅な落ち込みはないと考えている。

質疑。特定検診の目標を60%にしているが、コロナの影響か。答弁。コロナの影響もあるが、過去3年間は県内で7位前後と高い状況にあり、今後も受診率向上事業などで目標に近づけていきたい。

質疑。国民健康保険の税率が上がることで滞納が増えているが、どのような対応をしているか。答弁。62世帯あり、不納欠損は8世帯133万円、ほかの税と同様の

対応をしている。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第3号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、最初に担当課長の説明を求めました。

令和2年度の歳入総額は1億4,211万2,000円、前年対比で2.8%の増。歳出は1億3,626万6,000円、前年対比2.6%増であった。

令和2年度は保険料率の改定が行われ、最高限度額が62万円から64万円になっているが、均等割が390円と、0.7%減額、所得割額が10.83%から10.77%と0.06%下がっている。保険料は、軽減特例の終了などにより8,980万円、前年対比で2.8%の増。平均被保険者数は1,430人で、マイナス5人、現年分保険料収納率は99.71%と前年並み。口座振替の勧奨や納付指導により、保険料収納を維持したい。1人当たり医療費は114万9,000円で、県下では33位、被保険者の高額医療費の動向に左右されるところである。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第6号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、最初に教務課長に説明を求めました。

令和2年度の歳入は1,284万7,000円、歳出は1,091万6,000円。新規貸付け6件、継続16件で、貸付額は887万円。返還者66名、返還金は1,146万6,000円で、返還金は順調に返還されている。令和2年度は、一括償還があったことや貸付け人数が少なかったことから、基金の繰入れを行っていないとの説明でした。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

最後に、認定第7号 令和2年度上毛町住宅資金等特別会計歳入歳出決算認定について、最初に住民課長に説明を求めました。

貸付者は、令和3年3月31日で19人、滞納残高6,233万1,000円、前年度から54万4,000円の回収。

質疑。滞納元金の返済額は何人分か。答弁。1名が前年度一括償還をしており、滞納者は20人が19人になっている。

質疑。一般会計への移行を検討しているとのことだったが、結果は。答弁。令和4年度から一般会計に移したい。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）来年からは一般会計のほうに移行ということでした。今年度限りでこの特別会計がなくなるということで、委員会は承知しているんですか。

○議長（宮崎昌宗君）岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）委員会の中では、それを承知する、しないというふうな質疑はありませんでした。

○議長（宮崎昌宗君）ほかによろしいですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、認定第4号、日程第6、認定第5号、日程第9、認定第8号、日程第10、議案第42号、日程第12、議案第44号、日程第13、議案第45号、日程第14、議案第46号、日程第15、議案第47号、日程第16、議案第48号、日程第17、発議第3号、日程第18、陳情第1号、以上11件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆様、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、9月14日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、10時46分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定3件、条例案1件、予算案2件、その他3件、議員から提出された意見書案1件、陳情書1件の11件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

認定第4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和2年度の当会計の歳入総額は6,786万4,000円に対し、歳出総額が6,732万7,000円で、歳入歳出差引き額は53万7,000円となっている。農業集落排水については、八ツ並・吉岡地区及び土佐井地区の2地区において稼働している。令和2年度には新たに4戸が接続され、使用人数が7人増となり、令和2年度末現在では264戸703人の接続となっているとの説明でした。

質疑。公営企業会計移行支援業務委託は3か年と思うが、中間地点に当たる時点での経過報告をお願いする。答弁。令和5年度から公営企業会計に移行するための準備を現在進めている。令和2年度は、基礎調査、資産の整理等を行い、管路が全て資産となるための調査を進めている。令和3年度は関係部局との調整、例規等の変更をしなければならないとの質疑でした。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、認定第4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、当委員会は認定することに決しました。

認定第5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和2年度の当会計の歳入総額は1億609万4,000円に対し、歳出総額は1億437万円で、歳入歳出差引き額は172万4,000円となっている。簡易水道事業は、京築地区水道企業団から1日当たり610トン受水し、緒方水源から1日当たり30トン、原井水源地から1日当たり32トンを取水し、令和3年3月末では1,211戸に対して給水を行っているとの説明でした。

質疑。料金収入が99%ですが、残り1%は。答弁。20名の方が滞納しています。

質疑。原井地区の水源地探査委託料ですが、水源地探査の結果は。答弁。原井地区水道探査委託料ですが、原井簡易水道の水源地となる深井戸掘削候補地を、水平電気探査により2路線、県道・度畑池線と貝ヶ石・栗山線、距離にして800メートル、それと県道野路・土佐井線の距離にして800メートルの探査を行った。結果として、深井戸候補地となる箇所が確認できなかった。

質疑。使用水量と権利を持っている差はどのくらいあるか。答弁。責任水量が1日当たり800トンで、年間29万2,000トンになる。実際に受け入れたのは23万

7,250トンなので、差については5万4,750トンになる。

討論、討論なし。

採決、全会一致。したがって、認定第5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、当委員会は認定することに決しました。

認定第8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に開発交流推進課長に説明を求めました。

令和2年度当会計の歳入総額は1億6,835万9,000円、歳出総額は1億5,819万6,000円で、歳入歳出差引き額は1,016万3,000円となっている。

質疑。3区画のそれぞれの面積と用地の販売予定価格は。答弁。区画1が面積6,670平米、区画2が6,709平米、区画3が3,662平米。販売価格については、平米当たり全て6,800円です。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数。したがって、認定第8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、当委員会は認定することに決しました。

議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について、最初に開発交流推進課長に説明を求めました。

過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎法改正に伴う改正と対象事業所に大規模小売店舗分を追加する改正を行うものですとの説明でした。

質疑。投下固定資産総額2,000万円はどういう意味か。答弁。企業誘致条例が、そもそも企業の奨励を行う対象とする企業を決める事業としているので、設備投資を2,000万円以上した場合がこの条例の対象になる。あとの固定資産を投下した部分の減免措置等、要綱規定のほうで支援していく。2,000万円は、設備投資、始め建てたときにかかる設備投資、2,000万円以上であれば、この条例の対象となる。

質疑。この条例について、2条3項の大規模小売店舗立地法の定義が示されているが、この規定する範囲は具体的にどういうものか。答弁。売場面積が1,000平米以上で、具体的にはドラッグストア、大手スーパー、ホームセンター等々が対象になると思われる。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例については、当委員会は可決することに決しました。

議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、最初に建設課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6,819万1,000円とする。増額の内容は、新たに加入する戸数が当初予定した加入戸数より3戸増加したことに伴い、公共ます設備工事費の不足が生じたためであるとの説明でした。

質疑。この予算ですが、補正予算額10万円、予備費は予算をどのくらい保有しているか。何度も言っているが、できるだけ簡略にできるものは簡略、効率よくしてほしい。これが10万円として、本当に必要なのか、緊急性を伴うものか。今度、予算編成の中で、若干でもゆとりが持てる予算編成をすべきではないか。答弁。予備費は10万円計上している。工事については、5項の追加ということで、安雲の住宅跡地、分譲した部分が含まれている。すぐに家を建てるので、補正予算として対応した経緯がある。ただ、指摘を受けた件については今後参考にしていきたい。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会は可決することに決しました。

議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、最初に建設課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2,385万2,000円とする。増額の内容ですが、給水地域である大字中村地区において、新築家屋に対して配水管を埋設する必要があるためとの説明でした。

質疑。工事の長さは幾らか。答弁。施工延長は141メートルです。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会は可決することに決しました。

議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について、最初に企画情報課長に説明を求めました。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に

関する特別措置法が制定されたことによるものですとの説明でした。

質疑。過疎過密という現象が起こって、過疎地域という中で半世紀以上過ぎた。その間、旧新吉富村は早く脱却した。それは、何かをやらないと、アクションを起こさないとなかなか解消につながらない。旧大平村は依然として営々と続いている。何かをするのに財源を確保するために、こういう計画をつくって、これも大事だが、その効果がいかにして過疎を脱却するかということにつながらないといけない。効果的な過疎対策事業が行われてなかったのではないかという感じがする。どうか。答弁。何をやるかということが最も重要で、政策も、頑張る人を応援するようにしている。小さなことはチャレンジしている。定住自立圏内で中津市の次に上毛町の人口減少が少ないことも、これに現れている。議員、町民の皆さんにそういった方向に向かっていくよう、啓発もしながら事業を進めていく必要があると思っている。

質疑。今度建てている体育館、これも過疎債が入っている。この体育館も過疎を脱却するための一つの事業として捉えないと、効果があって、他の地域の方々が「上毛に行こう」という結果として人口増につながってもらうことを期待している。過疎債を利用して、目的がしっかりしないと何年たっても繰り返しになる。国の審査を通すためにこの計画がないと駄目だということをつくったのが駄目で、その点はどうか。答弁。過疎計画はあくまでも、持続的発展という言葉に置き換わったが、過疎を脱却することを目指していろんな施策を講じていくことが重要である。移住定住の促進計画、企業誘致など、人口を増やしていく、人口1万人構想に向けて、それぞれの課で実情を把握して、いろんな施策提案を検討、実施し、早く脱却するように努力したい。答弁。過疎債は、上毛町についてはみなし過疎ということで、過疎債は使えないような状態になっていた。お金があるからやるのではなく、体育館にしても、人口増対策として建設している。どうせ建設するならば負担を減らしたらどうかということで陳情し、過疎債をお願いする中で過疎地域に指定されたと理解していただきたい。決して過疎を甘んじていることはありません。財源を少しでも国から引き出すように努力している。

質疑。以前、一般質問の中で、小学校の統廃合、南吉富小学校では2クラスということになっているが、基本的に複数学級で子供たちが切磋琢磨する環境で育てるのがよいと考えている。将来、過疎債を利用して4校を統合し、近隣地域にないようなすばらしい教育施設、環境を整える考えはないか。答弁。基本的には、どのエリアにど

の層をどれぐらい集めるかが、学校を維持することも含めて大事なことだと思っている。まさに未来を予測して、今、整備を進めている青図を作成しているところである。基本的には親が決めることですから、親に好まれるようなまちづくりをやって子供たちを集める、そういうふうになれば複数学級がよいと思っているので、そういうような方向で進めたらよいと考えている。

質疑。義務的経費を減らしていく考えですが、従来どおり公債費を抑えていく考えなのか、義務的経費を抑えるには、こういう手法を新たに考えることがあるか。答弁。公債費については、ここ何年間か任意繰上償還をやっている。今、地方債残高は、合併当初100億円あったものが26億円ほどに抑えられている。今後については、今から新しい事業、特に体育館等があるので、今からそういう事業を踏まえながら、ある一定水準での公債費を考えていかなければならない。義務的経費、狭義で言えば人件費、扶助費、公債費などがあるが、人件費は職員の適正化計画の職員数を堅持しながら抑えていく。扶助費は、今後の社会保障の関係がどうなるか分からない。扶助費は、一般財源だけではなく国県の補助もあるのでしっかり考えていきたい。

質疑。高校の件ですが、町のほうが各校区別の事業の説明を唐原地区で行ったとき、青豊高校への通学が遠いとの意見が出た。解消方法はあるか。答弁。交通手段については、今できることは、電車等を使って通われている方に補助を出す、高速バスを停めてもらう等、遠方も含めて考えなくてはならない。上毛町に高校をつくる、大学も含めてのことですが、トップセールスをやっているが、厳しい状況の中で難しい。差し当たり、今通われている方に対する補助は担当課も含めて十分に協議している。中長期的には、人口を増やして、教育体制をしっかりと、数が少なくとも分散していかない、質を高めるためには集める必要があるというふうに思う。これからのグローバルな時代に対応できないというふうに思われるので、その辺は十分総合的に未来を含めて考えた上で体制を取っていきたい。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定については、当委員会は可決することに決しました。

議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、最初に企画情報課長に説明を求めました。

事務の効率化を図るために、行橋京都メディカルセンターに関する事務を関係団体

が新設する一部事務組合で共同処理をすることに伴い、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合を脱退することから、必要な規約の変更に関しての関係団体の協議をしたいので、議会の議決を求めるものですとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決、全会一致。したがって、議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、当委員会は可決することに決しました。

議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について、最初に企画情報課長に説明を求めました。

行橋京都メディカルセンターに関する事務を関係団体が新設する一部事務組合で共同処理することを目的として、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合から脱退することに伴う財産処分について、関係市町との協議の上、定めることについて、議会の議決を求めるものですとの説明でした。

質疑。1市5町の足並みがそろわなければどうなるか。答弁。足並みがそろわなければ県との協議ができない。

質疑。では、元に戻ることになるのか。苅田町議会が特別委員会を設置して議論をしていると聞いているが。答弁。行橋市、苅田町、みやこ町が清掃組合と併せてメディカルセンターという部分の議案に対して、苅田町、みやこ町は疑義があるとの話でしたが、今の形の提案であれば両町ともオーケーという形で確認が取れている。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について、当委員会は可決することに決しました。

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について、最初に提案者に補足説明を求めました。

昨年9月でも地方税財源の充実を求める意見書を出して、今回、昨年に続いてということになりますとの補足説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数。したがって、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）については、当委員会は採択することに決しました。

陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について、最初に提案者に補足説明を求めました。

補足説明はないとのことでした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書については、当委員会は採択することに決しました。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、認定第1号、日程第11、議案第43号、以上2件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）それでは、予算決算常任委員会より報告させていただきます。

今回の予算決算常任委員会は15日、16日と2日間時間をいただきました。15日、16日ともに朝8時55分より、中小委員会において、町長、副町長始め執行部の各課長と議員全員出席の下、開会されました。

15日、朝一でちょっとしたトラブルがありました。これは私の責任で、皆様には大変申し訳なく思っております。どうもすいませんでした。15日、9時15分過ぎに再開することができました。

まず、認定第1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定を議題としました。

まず最初に、総務課長より総括説明を受け、歳入で78億1,717万3,968円

の決算額で、令和元年度と比較すると24億6,111万2,538円の増額。歳出では73億8,375万6,412円の決算額で、令和元年度との比較では23億9,874万494円の増額決算でした。実質収支は3億8,727万3,000円で、実質収支比率は1.24%となっており、単年度収支は4,864万6,000円です。

総務課長の総括説明に続き、担当課長より説明を受けました。質疑については、歳出から款ごとにページを追って行いました。

ここで、主立った質疑、答弁のほうを報告します。

質疑。大池公園東側の工事跡の法面が壊れているが、工事はきちんとされたのか。
答弁。再度やり直すことになっている。

質疑。任用職員とは、前でいう臨時職員のことをいうのか。答弁。そうです。

質疑。46名の任用職員は多くないか。また、どこに配属されているのか。答弁。一番多いのは保育所です。コロナの関係で若干多くなっている。上毛町の規模では103名ぐらいが妥当だと思うが、現在89名でやっている。

質疑。任用職員の待遇は。答弁。給料は一般職員を基としている。時間は、終わりを1時間早く終わるようにしている。また、フルタイムの任用職員については、6か月を過ぎれば退職手当もつくし、共済組合の保険に移行することもできる。

質疑。昨年配った1人2万円の配付人数が町の人口より多いのでは。答弁。障害施設の人や町外からの入所者等々で、実際よりは多くなっている。

質疑。イルミネーションによる効果は。答弁。約5,000人強の人たちが見に来たと思う。

質疑。街灯のLED化で電気料金はいかほどに下がったのか。答弁。前は街灯1基で月に258円だったが、LEDに交換し、1基133円と約48%下がった。

質疑。また、街灯の電気代はどうなっているのか。これは新規でつける場合です。
答弁。新規での設置は地域負担になる。

質疑。リモート機を導入したが、リモートでの会議実績は。答弁。今年は全体で98回と、活用していると思う。

質疑。ふるさと納税で増えた特産品は。これは今一番主立った特産品と考えてください。答弁。やまやさんとの共同開発によるもつ鍋セットで、上毛町独自の品物です。これを開発するに当たって、人と人とのつながりを重視し、その結果が今の状態だと思っております。

質疑。マイナンバーカードで健康保険証の導入により、機能、利便性の向上が図れるのか。答弁。まだ病院側のシステムができていない。今のところ、コロナで手いっぱい状態で、まだめどがつかっていない。

質疑。日中一時支援事業とは。3名が利用しているが。答弁。障害者の家族の一時的な休息を目的としたレスパイト事業みたいなものである。

質疑。南吉富放課後児童クラブ館では芝が枯れているが。答弁。軒部分の芝が枯れており、今月から来月にかけて、張り直し工事にかかることになっている。保証はそれから1年ということになる。

質疑。ごみ収集を委託したことで、どのようになったのか。答弁。今までは、賃金や修理代等々で約年間1,428万円程度が出費していたが、委託して1,510万1,000円と若干高くなった。ですが、パッカー車がもう導入して10年を迎えるわけで、パッカー車1台が約800万円。これを2台入れるということがあり、町の負担が減った。

質疑。コロナワクチンの13歳から64歳までの接種率は。答弁。1回目が終わった人は75.7%、2回目が終わった人は67.6%と、高い水準である。

質疑。鹿、イノシシの被害が多いが、ハンターに対しての補助を多くできないか。答弁。ハンターに対しては豊前と同じように補助を出しているが、広い意味で考えた場合、今、山林が荒れ放題であり、農業を考えたとき、山林の整備も考えていかなければならないと思っている。

質疑。創業支援で何名の方に幾らぐらいの支援をしているのか。答弁。3名に対し、489万9,000円です。

質疑。保全支援（道路愛護）の算定方法は。答弁。基本的考え方として、お茶代程度ということで、自治体に対し、世帯数で算定している。また、道路愛護では地区により人数も面積も違う。各自治体の実態調査の見直しはできないのか。これに対する答弁。自治体の方にはできる範囲内をお願いしたい。できない部分に関しては、県なり町なりで対処していく。

質疑。消火器を60台入替えているが、その後の処分は。答弁。消火器については、交換後は廃棄処分となる。

ちょっと失礼します。まだまだ半分来てないんで。

質疑。いじめ問題について、どんな対処方法を取っているか。答弁。いじめ問題に

については大変重要な案件で、各学校は毎月1回情報交換をし、教諭が児童の様子を見ながら、それに沿って対処している。

質疑。農地等の災害発生により、水路や畦畔の崩れた場合の対処はどうしているか。答弁。地主と耕作者が違う場合、双方の話し合いの中で解決していくように進めていく等、数多くの質疑がなされました。

また、歳入では、質疑。不納欠損を行っているが、内容は。答弁。不納欠損は人に対して行うもので、財産がない、生活が困窮している、また、どこにいるのか分からない、こういう人たちに対して行っている。

以上、質疑が終わり、採決の結果、起立多数で、認定第1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、当委員会は認定することに決しました。

続いて、議案第43号 令和3年度上毛町一般会計補正予算(第5号)に移ります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,219万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,665万2,000円とする補正予算であります。

第2条では、債務負担行為の追加は債務負担行為補正によるもの、第3条では、地方債の変更は地方債補正によるを議題としました。

まず最初に、総務課長より総括説明を受け、総括説明に対する質疑はありませんでした。

次に、担当課長より説明を受け、質疑を受けました。では、その内容について報告します。

質疑。上毛町実行委員会が解散となっているが。答弁。そのとおりです。

質疑。コモンパーク彩葉、公園のフェンス工事の場所と理由は。答弁。コモンパーク彩葉の県道沿いで子供たちがボール遊び等をする中で、事故防止のために、現状1.2メートルより2メートル上げ、3.2メートルのフェンスを張るようにしている。

質疑。文化財の発掘調査はほとんど委託となっているが、担当職員は今何名か。答弁。現在1名で担当している。

質疑。災害復旧費は委託しないといけないのか。前は職員が見積りしていたと思うが。答弁。国の補助金を受ける場合に限り、算出方法が難しいので委託している。

また、歳入では、質疑。普通交付税が確定したと思うが幾らか。答弁。20億4,900万2,000円ですと質疑、答弁がなされ、議案第43号 令和3年度上毛町一般

会計補正予算（第5号）は、採決の結果、起立多数で可決することに決しました。

以上をもって報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、認定第1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 認定第1号 令和2年度一般会計決算を反対の立場から討論します。

令和2年度一般会計決算について、コロナ対策等の施策は評価できますが、私はこれまで、大池公園整備事業については計画当初から何度も何度も反対しています。遊歩道整備及びたまり場、親水テラスの工事費用2億3,600万円。コロナ対策で住民に配付した空気清浄カード、イオニアカードPLUSについて、販売会社に対し、カードの販売において優良誤認表示を行い、消費者庁より措置命令、課徴金を課されている。このカードに3,180万円もの公費を支出したことは問題であります。

もう1点、南吉富放課後児童クラブ館建設において、屋上に芝生、樹木を植栽しているが、子供たちの遊ぶ場所として設計、改修しているが、屋上は傾斜があり児童が遊ぶには大変危険で、児童クラブ指導員の目が届かないと思われる。

以上の3点の事業の記載のある令和2年度一般会計決算の認定については、反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論ありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それでは、私は本議案に賛成する立場より討論いたします。

コロナ禍という未曾有のウイルス災害の中、御苦勞、御苦心を重ねながら住民の健康と生活に配慮し、生活支援給付金やマスク、イオニアカードの配付などなど、他自

治体に先駆けて住民優先の施策を講じたことは、人々の心に安全・安心を多少なりとも与えたものであります。

もらうものはもらうが、執行部がなす施策や予算執行には反対するというスタンスの方がおるようでございますが、いかがなものでありましょうか。住民は、感謝こそすれ、反対する方々がどこにどの程度おるんでございましょうか。

私は、適正な予算執行であったと認識いたしまして、本議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第1号を反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第一は、大池公園園路整備や工事の費用対効果も示さず進めてきた。

2点目は、上毛町立体育館建設の建設場所は、上毛町防災マップ、洪水ハザードマップには浸水の想定が50センチ未満となっており、建設場所としては不適です。建設費については、当初おおむね18億円でしたが、建設業者との協議の中でおおむね27億円の膨れ上がったが、積算根拠は不透明です。そのほか、駐車場、橋かけ工事、グラウンド整備、周辺道路の整備など、前提計画が示されていない。

3点目、成恒地区の工場用地造成事業は地元説明会も開かずに進め、今日の異常気象の下で造成場所は浸水が予想され、工事用地としては不適地である。

4点目、国交省の残土受入れは、土地利用計画を示さないまま進めてきた。

5点目、携帯型空気清浄カードは、新型コロナウイルスに効果がないのに、新型コロナウイルス対策の事業費の中で7割を占めている。

6点目、これまで財政計画も示さず町政を進めてきた。

以上の理由を申し上げて、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）私も、反対の討論をさせていただきます。

私は大池公園事業については、そのエリアに大規模事業を展開すること、基本的に予算計上、執行は反対しております。その事業費は、直接費用並びに人的費用を投入し、相当の負担を強いております。費用対効果として疑念を思うものであります。もっと住民に身近な施策のための財源として有効活用してほしいと願うものでもありま

す。

しかしながら、新型コロナウイルスの発生による未曾有の社会情勢の中、住民のための手厚いコロナ対策や自然災害による防災対策で、職員は庁舎内に寝泊まりし、日夜、奮闘、御苦勞、努力を重ねられ、頑張っていることは認識しております。大変、敬意を表しております。

今後も町民のために活躍されることを願ひまして、さらなる躍進を期待しつつ、申し訳ありませんが、反対するものであります。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私は、賛成の立場から討論させていただきます。

数名の議員から大池公園の件で反対があつておりますが、この大池公園の開発事業に関しては、もうこれまで議会にも説明され、議会の中で採決されているものであります。この部分に関して決算認定で反対をするというのは、ちょっとおかしいことじゃないかなと思つております。

もう決まつたことでもありますし、その中で、ようやく園路ができておりますので、これをいかに活用して町民の方に使つていただくか。それから、外部の方をそこに持つてくるかということ、議会としても行政としても住民としても、考えていくべきじゃないかなと思います。

それから2点目、イオニアカードの件について、数名の議員から反対の討論をされておりますが、イオニアカードについても、専決処分ではありましたが、その後、十分説明もありまして、その効果がないということではなく、ホームページの表記の問題であると再三、行政のほうからも説明があつておりますし、実際にそういう内容になっております。

それを事実誤認のような形で言うのは問題があるかと思ひますし、実際、損害賠償をというお話もありますが、納品までのところに瑕疵があれば、そういうこともできるかもしれませんけれども、きちんと納品もされ、配られ、そして住民の方も十分活用されてたんじゃないかなと思います。その活用というのは、効果があつてということではなく、あくまで感染予防の意識啓発というところで配つていたカードと理解しております。

そういった件から、その件に関しても、これまでも一般質問でも何度も上がつてお

りますが、今さらそういうことを言うことではないと私は思っております。

そういったところから、今回に関しては賛成したいと思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）厳しいコロナ禍の中で、行政として町民当たり2万円の単独の配付等、いろいろと町民に対して希望を持てるような事業、そして福祉厚生に努められたということで、私は、全体的に見て、決算としてよい結果であったというふうに理解しておりますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員、ちょっと拍手はやめてください。表彰とかそういうときはいいんですけど、こういう討論のところでの拍手はやめてください。

ほかに討論ありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）では、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、認定第2号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第2号を反対の立場から討論いたします。

国保加入者のほとんどの方は、国保税の負担が重いと言っています。国は1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費の50%として、国の医療費の負担割合を引き下げたこととなります。

以上の理由から、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第2号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、認定第3号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第3号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者とを切り離して差別医療を押しつけるものであるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第3号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第5、認定第4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、認定第4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時10分です。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（宮崎昌宗君） 休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第6、認定第5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
-

- 議長（宮崎昌宗君）日程第7、認定第6号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

- 議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第6号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。
-

- 議長（宮崎昌宗君）日程第8、認定第7号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、認定第7号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、認定第8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第8号を反対の立場から討論いたします。

成恒地区の工業誘致計画は、事前に地元説明会も開かず整備事業を進めてきたので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第11、議案第43号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第5号）、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、議案第43号を反対の立場から討論いたします。

反対理由の第1は、町は大池公園の全体計画を示さずに事業を進めている。旧ふるさと手づくり村解体実施設計委託は、企業誘致予定企業とはまだ交渉中である。

2点目、新体育館建設実施設計の契約期間は、地方自治法第211条に抵触している。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 私は、本補正予算に対し、賛成の立場より討論いたします。

旧ふるさと手づくり村解体設計工事、コモンパーク彩葉公園フェンス工事、新婚子育て世代生活応援補助、健康増進事業情報標準化事業、あるいは農林土木橋梁補修工事、農業施設の災害復旧工事等々、新しいまちづくり施策や農林土木、子育て、健康増進に至るまで、必要不可欠な予算の計上であると私は認めます。

よって、私はこの補正予算に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君） ほかにありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第43号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第12、議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第13、議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第14、議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○3番(岩花寛之君)私は、議案46号に賛成の立場から討論させていただきたいと思っています。

まずは、この過疎の計画に当たって、当初、みなし過疎であったんでしょうけれども、それを過疎地域というふうなところにしていただいたのは陳情のたまものかと思っています。まずは、そちらを評価させていただきたいと思います。

その上でこの計画ですけれども、これから5年間の計画になっております。新型コロナウイルスの発症によって、本当に日本中がコロナ、コロナということで大変な騒ぎになっておりますけれども、私としては、やはり一番のこれから日本が当たる難しいところは人口問題、少子高齢化と本当に田舎のほうの生活がどうなるかというところが、本町においても非常に重要な局面を迎えるかと思っています。

特に団塊の世代がこれから後期高齢者になって、どうしても亡くなる方も多くなってこようかと思っています。その中で、本当に地域を維持していくというのが大変困難な時代が、恐らくこの10年の間に起こってくるかと思っています。そういったところから考えて、この5年間の計画区間で定められたところが非常に重要なところかと思っています。

その中で、この計画、私が課題と思っているのが、この計画、本当に地域の方の声を聞いてつくったのかなと一つ思っております。田舎の方、本当に大変だ、大変だと言うんですけれども、なかなか答えが出せてないところです。その答えを一緒につくっていくのは、もちろん現地の方もそうですけれども、行政のやはり力というのが非常にこれから大切になってくるかと思っています。もちろん私たち議員も頑張っていかな

いといけないところかと思えます。

そういうところを考えると、この計画はできておりますが、これからどういうふうなところが要るのかというところを、ぜひもっと地域に入っていて、ヒアリングしていただいて、一緒に車座になって語ってもらって、どうしていくかというのを、ぜひ町長をはじめ執行部の皆さんと話していければと、いつていただきたいと思っております。

そんな中、総務省が推奨しています小さな拠点という事業がございます。こういった事業も、特に田舎のほうのやはり生活であったり防災というふうなところを拡充するには、非常にいいツールかと思えます。それから、田舎のほうは、今後、本当に空き家の問題、耕作放棄地の問題、それから鳥獣被害の問題が、本当に大変なことを迎えるかと思えます。町長もこの前、予算委員会の際に言われてましたけど、林業とか、森の問題もあろうかと思えます。

そういったところをぜひ今後、町独自の考えで、どんどん先進地を回っていただいて、私たちも一緒に勉強しながら、いい町になるようにしていただきたいという期待を込めまして賛成したいと思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第15、議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第16、議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第17、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）反対の立場から討論させていただきます。

コロナ禍における社会情勢は不安定で先が見えない状況である中、今必要なのは、行政運営の中で無駄なものはないか、もっと効率よくできないか検討し、見直し、整理、合理化を図り、限られた財源、人的資源を有効活用することが先決であります。

本町は、2年度決算においても、地方交付税や固定資産税の横ばい、地方譲与税交付金の増額等、ある程度、歳入財源が確保され、他の自治体と比較しても健全財政として見受けられます。この時期になぜこの意見書を提案するのか理解できない。上層機関からの提案をそのまま受け、提出することに対し、独自判断ができない議会かと疑念を持つものであります。

よって、この議案は時期尚早なり。反対するものであります。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり採択することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この陳情に対する賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

健康増進法の一部改正は、望まない受動喫煙をなくすことが目的で、行政機関では、原則、敷地内禁煙となっています。ただし、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができると思います。この陳情は、そのただし書を実現するというためのものと思われま

す。私は敷地内全面禁煙が望ましいと思いますが、喫煙者の気持ちも理解できます。この陳情が認められたときでも、たばこはあくまで嗜好品であり、措置が取られた場所でも喫煙は休憩時間のみとし、煙が外に漏れない等の措置を求めて賛成するものです。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、賛成の立場より討論いたします。

喫煙は個人の嗜好品であり、国や自治体が禁止することはできません。しかし、望まない喫煙、受動喫煙も現実としてあることは事実でございます。たばこ販売業者の生活もあることを考えれば、適切な喫煙場所、施設を設置することで、喫煙する者、しない者の権利を守ることが肝要と考えます。

したがって、私はこの陳情に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私も賛成の立場から討論させていただきます。

こちらの陳情書の中の最後のところで、やはり望まない受動喫煙の防止、それからポイ捨てや歩きたばこの減少というのがあるかと思うんですけども、例えば今、私たちが計画というか着工に入っております新体育館、よく考えれば、体育館でスポーツをする中で、一般的に考えれば、たばこというのは反対のものと思われるかもしれませんが、やはり吸う人はきちんと、先ほど嗜好品として吸っているわけでございます。

そういったところを全面禁煙という形で、その地域から排他するところになりますと、排他されていないところで吸っていたり、ポイ捨ての原因になったり、それからまた、実際、青少年の育成からしてみても見栄えよくないものかと思

います。きちんとそういったところも整備する、それで分煙をきちんとするほうが望ましい分煙の形じゃないかと思

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書は、原案のとおり採択することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第20、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）以上で本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。
令和3年第3回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員